

三重県監査委員監査基準第7条第1項に規定する年間監査等執行計画を次のとおり定める。

令和2年12月18日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	田	中	智	也
三重県監査委員	田	中	祐	治
三重県監査委員	内	田	典	夫

令和3年度監査等執行計画

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、令和3年度監査を以下のとおり実施します。

また、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項並びに地方自治法第150条第5項に基づき決算審査等を行うとともに、地方自治法第235条の2第1項に基づき出納検査を以下のとおり実施します。

I. 基本方針

令和3年度は、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の2年目の年になり、「幸福実感日本一の三重」の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした社会変容を踏まえつつ、施策をより一層加速させ、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めることが求められています。また、依然として、硬直化した財政状況を踏まえ、持続可能な行財政運営の確保に向け、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行政運営が確立できるよう、実効性のある取組の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、適切な行財政運営や県民の信頼の回復に向けて、引き続き、財務等に関する事務や事業について、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点で監査等を行います。服務規律違反や不適切な事務処理で県民の信頼を著しく損なう重大な事案については、コンプライアンスの徹底を促すという観点で監査等を行います。

また、令和2年4月から内部統制制度が導入されたことを受け、内部統制に依拠した監査や内部統制評価報告書の審査を実施するとともに、各種の監査等の有機的な連携及び調整を行うことにより、監査等の効率化を図ります。

監査等の結果については、議会及び知事に報告するとともに、県民にわかりやすく情報提供し、透明性と公正性をより高めます。また、定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき改善を求めた事項について、その改善状況を確認したうえで講じた措置として公表し、監査の実効性を確保します。

なお、監査等の執行にあたっては、その実施方法や提出資料を適宜見直すなど監査対象箇所の事務の効率化にも配慮しつつ、監査委員事務局職員の専門性の向上や監査等の結果の質的向上を図ります。

II. 実施計画

1. 定期監査

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査対象のリスクを識別し、評価した上で、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施します。

また、令和2年度定期監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握するとともに、令和元年度及び2年度包括外部監査結果の対応状況についても併せて確認します。

(2) 対象年度

対象年度は、原則として令和2年度を主体とします。

(3) 対象箇所

ア 本庁

- ① 三重県会計規則第2条第1号に定める部局等における課及び同条第2号が適用される委員会事務局等
- ② 三重県企業庁組織規程第2条第1項に定める課
- ③ 三重県病院事業庁組織規程第3条第1項第1号に定める課

イ 地域機関

- ① 三重県会計規則第2条第2号に定める所
- ② 三重県企業庁組織規程第9条第2項別表に定める事業所
- ③ 三重県病院事業庁組織規程第3条第1項第2号に定める県立病院

(4) 実施時期

ア 事務局予備監査

① 実地監査

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (ア) 地域機関 | 令和3年1月下旬～6月中旬 |
| (イ) 本庁 | |
| (A) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係課に限る） | 令和3年6月中旬～6月下旬 |
| (B) 知事部局等 | 令和3年1月下旬、6月上旬～7月下旬 |

② 書面監査

令和3年2月下旬～8月下旬

イ 委員監査

① 実地監査

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| (ア) 地域機関 | 令和3年4月上旬～8月上旬 |
| (イ) 本庁 | |
| (A) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係課に限る） | 令和3年7月下旬～8月上旬 |

- | | |
|-----------|----------------|
| (B) 知事部局等 | 令和3年8月中旬～9月中旬 |
| ② 書面監査 | 令和3年9月中旬～10月上旬 |

(5) 実施方法

- ア 総括本監査 本庁各部局等（知事部局、出納局、議会事務局、各種委員会事務局、警察本部、企業庁、病院事業庁）の長等に対し、本庁各課等及び地域機関で実施した予備監査の結果等を基に、監査委員が総括的に監査を実施します。
- イ 本監査 地域機関の長に対し、予備監査の結果等を基に、監査委員が監査を実施します。
- ウ 事務局予備監査 本庁各課等及び地域機関の担当者に対し、監査提出資料等を基に、事務局職員が、総括本監査・本監査に先立つ調査を実施します。

実施方法の詳細については、「令和3年度定期監査実施要領」を別に定めます。

2. 行政監査

(1) 執行方針

県が実施する事業のうち必要と認める事業について、経済性、効率性、有効性の観点の主眼として監査を実施します。

また、財務以外の事務の執行について、合规性、正確性の観点から監査を実施します。

(2) 実施方法等

定期監査の中で、総合的・一体的に実施することとし、実施方法等は、定期監査と同様とします。

3. 財政的援助団体等監査

(1) 執行方針

外郭団体等の経営の健全化や自主自立化が求められている中、県が補助金等を交付している財政的援助団体等における事業や会計処理が適切に行われ、その効果が上がっているかなどを主眼として監査を実施します。

(2) 対象年度

原則として令和2年度を主体とし、必要に応じ元年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 対象団体

補助金及び貸付金等の財政的援助を与えている団体並びに出資団体、公の施設の管理を行わせている団体等から、別に定める「令和3年度財政的援助団体等監査実施要領」の「財政的援助団体等に係る監査対象団体選定基準」に基づき、県の関与度が高い団体等を重点的に選定します。

(4) 実施時期

令和3年11月～4年2月

(5) 実施方法

実施方法については、「令和3年度財政的援助団体等監査実施要領」を別に定めます。

4. 決算審査

(1) 審査対象

ア 知事から審査に付される令和2年度三重県歳入歳出決算

① 一般会計及び特別会計

イ 知事から審査に付される令和2年度三重県公営企業会計決算

① 水道事業会計

② 工業用水道事業会計

③ 電気事業会計

④ 病院事業会計

⑤ 流域下水道事業会計

(2) 実施時期

ア 歳入歳出決算 令和3年6月～10月

イ 公営企業会計決算 令和3年6月～9月

(3) 実施方法

歳入歳出決算及び公営企業会計決算ごとに決算審査実施要領を別に定めます。

実施にあたっては、定期監査や例月出納検査において確認した資料等を活用することにより、審査の効率化を図ります。

5. 例月出納検査

(1) 対象会計

① 一般会計及び特別会計

② 水道事業会計

③ 工業用水道事業会計

④ 電気事業会計

⑤ 病院事業会計

⑥ 流域下水道事業会計

(2) 検査内容

毎月の現金等の出納について検査します。

なお、一般会計及び特別会計については検査実施月の2か月前、公営企業会計については1か月前の状況を検査します。

(3) 実施時期

毎月下旬

(4) 実施方法

原則として、一般会計及び特別会計については5月及び8月に、公営企業会計については5月及び7月に監査委員が実地検査を行い、その他の月については書面検査とします。

6. 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

(1) 審査対象

知事から審査に付される令和2年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率

(2) 実施時期

令和3年6月～10月

(3) 実施方法

歳入歳出決算及び公営企業会計決算を踏まえ、健全化判断比率等の審査実施要領を別に定めます。

なお、将来負担比率に係る地方公社や第三セクター等に関する審査については、必要に応じて、対象団体の協力のもとで併せて実施します。

7. 内部統制評価報告書審査

(1) 審査対象

知事から審査に付される内部統制評価報告書

(2) 実施時期

令和3年6月～10月

(3) 実施方法

実施方法については、内部統制評価報告書審査計画を別に定めます。

8. その他

(1) 監査委員は、必要があると認めたときは、随時監査（地方自治法第199条第5項）を実施します。

(2) 監査委員は、必要があると認めたときは、指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項）を実施します。

(3) 監査委員は、会計管理者等に対し、指定金融機関等に対する検査の結果についての報告（地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令第22条の5第3項）を求めます。